

奈良県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年三月四日長柄土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十七年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾